財政状況等一覧表（平成２１年度決算）

（単位：百万円）

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,672	4,794	531	6,997

団体名　八頭町

１．一般会計等の財政状況

（単位：百万円）

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	10,718	10,283	435	297	17	11,308	
住宅資金特別会計	23	51	△ 28	△ 28	1	91	
墓地事業特別会計	10	8	2	1	1	13	基金繰入1
一般会計等	10,711	10,302	409	270		11,412	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

２．公営企業会計等の財政状況

（単位：百万円）

会計名	総収益（歳入）	総費用（歳出）	純損益（形式収支）	資金剰余額／不足額（実質収支）	他会計等からの繰入金	企業債（地方債）現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	2,009	1,900	109	109	156	－	－	基金繰入10
老人保健特別会計	42	41	1	1	0	－	－	
介護保険特別会計	1,657	1,632	25	25	274	－	－	基金繰入12
後期高齢者医療特別会計	172	172	0	0	56	－	－	
簡易水道特別会計	424	406	18	18	159	2,204	1,036	
公共下水道特別会計	493	479	14	14	326	3,507	2,851	
農業集落排水特別会計	851	833	18	18	647	6,357	5,181	
宅地造成特別会計	147	147	0	0	55	172	172	基金繰入19
公営企業会計等　計				185		12,240	9,240	

（注）１．法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
　　２．法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
　　３．「資金剰余額／不足額（実質収支）」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数（△～）で表示している。
　　４．「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

３．関係する一部事務組合等の財政状況

（単位：百万円）

一部事務組合等名	総収益（歳入）	総費用（歳出）	純損益（形式収支）	資金剰余額／不足額（実質収支）	他会計等からの繰入金	企業債（地方債）現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
鳥取県町村消防災害補償組合	24	22	2	2	－			一般会計
鳥取県町村消防災害補償組合	0	0	－	0	－			鳥取県町村消防災害補償組合職員退職手当積立金特別会計
鳥取県町村職員退職手当組合	3,143	3,006	137	137	110			
鳥取県東部広域行政管理組合	5,372	5,308	65	34	81	3,195	210	一般会計
鳥取県東部広域行政管理組合	138	137	1	1	83			因幡ふるさと振興事業費特別会計
八頭環境施設組合	338	337	1	1	147			
鳥取県後期高齢者医療広域連合	758	755	3	3	15	－	－	一般会計
鳥取県後期高齢者医療広域連合	69,736	67,156	2,580	2,580	695	－	－	後期高齢者医療特別会計
一部事務組合等　計				2,758				

４．地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

（単位：百万円）

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
八頭町農業公社	1	31	20	1	－	－	－	－	
八東地域振興	1	26	10	－	－	－	－	－	
八頭町土地開発公社	0	25	5	－	－	－	－	－	
若桜鉄道株式会社	2	71	48	－	－	－	－	－	
地方公社・第三セクター等　計			83	1					

（注）　損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

５．充当可能基金の状況

（単位：百万円）

充当可能基金名	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A
財政調整基金	810	945	135
減債基金	152	153	1
その他充当可能基金	2	1	△ 1
充当可能基金　計	964	1,099	135

（注）「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

６．財政指標の状況

財政指標名	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率（公営企業会計名）	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A

実質赤字比率	2.73	3.85	1.12	△ 14.05	△ 20.00	簡易水道特別会計	－	－	－
連結実質赤字比率	7.47	6.47	△ 1.00	△ 19.05	△ 40.00	公共下水道特別会計	－	－	－
実質公債費比率	15.5	14.4	△ 1.10	25.0	35.0	農業集落排水特別会計	－	－	－
将来負担比率	129.1	105.8	△ 23.30	350.0		宅地造成特別会計	－	－	－
財政力指数	0.27	0.26	△ 0.01						
経常収支比率	87.6	84.9	△ 2.70						

（注） 1.「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数（△～）で表示している。
2.「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である（公営競技は0%）。
4.「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。